

統一地方選挙投票日

4/7日・4/21日

知事・県議会議員選挙

市長・市議会議員選挙

投票日に予定がある方は、
期日前投票のご利用を

期日前投票の期間

知事選挙	3月22日(金)～4月6日(土)
県議会議員選挙	3月30日(土)～4月6日(土)
市長・市議会議員選挙	4月15日(月)～4月20日(土)

期日前投票の時間・場所

時間	午前8時30分～午後8時まで (土・日曜日投票できます)
場所	市役所 4階講堂
持ってくるもの	入場券 (入場券がない場合は 運転免許証などの本人確認 ができるもの)

●市外から転入した場合
1 知事・県議会議員選挙
県内の他の市町の選挙人名簿に登録され、平成30年12月29日以後に「敦賀市」へ転入のため住所変更手続きをした方は、転入する前の市町の投票所(期日前投票所含む)で投票ができます。また、転入前の市町の投票所に行けない場合は、転入する前の市町に不在者投票の請求をすることができます。

いずれの場合も、県内に引き続き住所を有する確認が必要です。

2 市長・市議会議員選挙
「敦賀市」へ転入のための住所変更手続きが平成31年1月14日以後の場合には選挙権はありません。

期日前投票
投票日に、仕事や旅行、冠婚葬祭等の用事があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票ができます。期日前投票の期間・場所などは左表にてご確認ください。

※投票の際には、宣誓書に住所、氏名等必要事項を記入し、記載されている一定の事由の中から、自分が該当するものを選択します。※入場券の裏面が宣誓書になっています。事前に記入しておくと、期日前投票所での手続きがスムーズになります。

不在者投票
身体が不自由、病院など入院中、遠隔地に滞在しているなどの理由で投票所に行けない方は、不在者投票ができます。

●身体が不自由な方の場合

- 1 身体障害者手帳を持っている方
- ①両下肢、体幹、移動機能に1級か2級の障がいがある方
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に1級か3級の障がいがある方
- ③免疫、肝臓に1級から3級までの障がいがある方

2 戦傷病者手帳を持っている方

- ①両下肢、体幹に特別項症から第2項症までの障がいがある方
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓に特別項症から第3項症までの障がいがある方

3 介護保険の被保険者証を持っている方

要介護状態区分が要介護5である方

※郵便等による不在者投票を請求するには、「郵便等投票証明書」が必要です。市選挙管理委員会に手帳等を添えて交付申請をしてください。

投票所には入場券を持参してください
1人1通の入場券を郵送します。投票所には入場券を忘れずにお持ちください。

投票日時・場所など

	知事選挙	県議会議員選挙	市長・市議会議員選挙
日時	4月7日(日)		4月21日(日)
	午前7時～午後8時(白木1・2丁目、立石地区は午後7時まで)		
場所	入場券に記載された投票所		
投票できる方	平成13年4月8日以前に生まれた方で、平成30年12月20日以前から敦賀市に住所があり、引き続き住民基本台帳に登録されている方	平成13年4月8日以前に生まれた方で、平成30年12月28日以前から敦賀市に住所があり、引き続き住民基本台帳に登録されている方	平成13年4月22日以前に生まれた方で、平成31年1月13日以前から敦賀市に住所があり、引き続き住民基本台帳に登録されている方
	上記の要件を満たし、選挙人名簿に登録されている方		

入場券が今回から変わります
入場券の裏面が期日前投票の宣誓書になります。事前に自宅などで必要事項を記入しておく、期日前投票所での受付がスムーズになります。(投票日当日に投票される方は記入不要です)

入場券見本

表：選挙人名簿、住所、氏名、年齢、性別、投票所番号、投票日、投票時間、投票所名称、投票所住所、投票所電話番号、投票所地図、投票所案内、投票所注意事項

裏：期日前投票 宣誓書、本人確認、住所変更、不在者投票、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証、郵便等投票証明書

●届かないときは問い合わせを
有権者の入場券を一斉に郵送します。知事・県議会議員選挙については4月4日(木)、市長・市議会議員選挙については4月19日(金)までに届かない場合、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお、同じ世帯にお住まいでも別の日に届く場合があります。

一部の投票所が変わります

投票所が 変わる地区	新しい投票所
堂、山泉	山泉区会館
刀根、杉箸	刀根公会堂

最近、住所を変更した方
住所を変更する方

●市内で転居した場合
市内で住所が変わった方は、以前の住所地の投票所となる場合がありますので、入場券でお確かめください。

●市外へ転出した場合
1 知事・県議会議員選挙
敦賀市の選挙人名簿に登録され、県内の他の市町へ転出のため住所変更手続きをした方は、敦賀市の投票所(期日前投票所を含む)で投票ができます。敦賀市の投票所に来られない場合は、敦賀市に不在者投票の請求をすることができます。

いずれの場合も、県内に引き続き住所を有する確認が必要です。

2 市長・市議会議員選挙
投票日まで他の市町村へ転出した方は、市長・市議会議員選挙のいずれも投票はできません。

大事な投票、忘れずに!



●病院、施設などに入院中または入所中の方の場合
都道府県選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院または施設内で投票ができます。

●遠隔地に滞在している方
滞在先の市町村選挙管理委員会が指定する投票所で投票できます。郵送により投票用紙等の往復を行いますので、申請方法、投票方法など詳しくは、お早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

代理投票・点字投票
心身の故障その他の事由により字が書けない方は「代理投票」を投票所の係員に申し出てください。

また、目の不自由な方のために、各投票所に点字器と点字投票用紙を用意してありますので、係員に申し出てください。